

## 公益社団法人日本看護科学学会 若手研究者助成規程

### (目的)

第1条 公益社団法人日本看護科学学会(以下、「本会」という。)は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的としている。看護学のグローバル化の進行により、この目的を達するためには国際的視点に立った学術的な発展がますます期待されており、それを担う次世代の若手研究者育成が急務である。本規程は、定款第3条の事業内容に基づき、国際的な研究成果の公表の促進、海外研究機関における国際共同研究の推進をもって、若手研究者の育成に資することを目的とする。これを達成するための助成金を支給するに必要な事項について以下の通り定めるものである。

### (研究の種別)

第2条 助成制度の名称は、「日本看護科学学会若手研究者助成(以下、「助成」という。)」とし、次のとおり助成を行う。

- (1) 若手研究者が国外で開催される学術集会へ出席するための助成
- (2) 若手研究者が海外留学するための助成

### (助成金額)

第3条 年間の助成金額は、学会の当該年度の予算に従い行う。ただし、原則として財源については若手研究者助成資金取扱細則に定める特定費用準備資金から使用するものとする。

### (助成金支給の期間)

第4条 支給を受けた助成金の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

### (助成金支給の申請と決定)

第5条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書を学会の理事長に提出しなければならない。また、決定は、若手研究者助成選考細則により「若手研究者助成選考委員会」での選考を経た後、理事会での承認を得て決定するものとする。

### (助成金の交付)

第6条 前条に基づいて決定された助成金を受ける者(以下、「受給者」という。)への助成金の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

### (承認等の事項)

第7条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて理事長に

申請し、承認を得なければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった内容を中止または延期しようとするとき
- (2) 助成金支給の対象となった内容が予定の期間内に終了しないとき
- (3) その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

(受給者の義務)

第 8 条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究の完了
- (2) 助成金の適正な管理、用途に関する記録（計算書類等）及び領収証等の証拠書類の提出（原則）
- (3) 成果を記載した研究報告書の提出
- (4) 法令、学会の諸規程および研究倫理の順守

(研究報告書の提出)

第 9 条 受給者は理事長に研究報告書の提出をしなければならない。

(助成の取り消し)

第 10 条 理事長は、受給者が第 8 条の義務を果たせないと認めたとき、助成金支給の決定を取り消すことができる。

2 取り消し決定の処分を行った場合には、理事会へ報告する。

3 第 1 項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して 30 日以内にその金額を返還しなければならない。

(委任)

第 11 条 この規程にない事項については、理事会の決議によりこれを決定する。

(その他)

第 12 条 この規程にあるもののほか、この助成制度の実施に関し必要な事項は別に理事長が定めるところとする。

附則

1 この規程は、2021 年 3 月 31 日より施行する。